

社会福祉法人湯沢町社会福祉協議会

指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業運営規程

平成 29 年 3 月 24 日
規 程 第 13 号

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人湯沢町社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が行う指定通所介護事業（以下「通所介護」という。）及び介護予防・生活支援サービス事業（以下「介護予防・生活支援サービス」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(通所介護の運営方針)

第 2 条 病気や怪我により家庭において寝たきりやそれに準ずる状態にある利用者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消及び心身機能維持の向上等を図る。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 地域との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(介護予防・生活支援サービスの運営方針)

第 3 条 利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防マネジメント（または介護予防サービス計画）に基づき、入浴、排泄、食事等の介助、その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 地域との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービ

スとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 4 条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 湯沢町社会福祉協議会 通所介護事業所
- (2) 事業所の所在地 新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢 2 8 7 7 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 5 条 事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務の内容は次のと

おりとする。

(1) 管理者 1名

ア 管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上

ア 『通所介護』における生活相談員は、利用者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービス調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

イ 『介護予防・生活支援サービス』における生活相談員は、利用者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービス調整、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他保健医療サービスまたは福祉サービス等、他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(3) 看護職 1名以上

ア 看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

(4) 介護職 5名以上

ア 介護職員は、通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名（看護職兼務）

ア 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために、必要な機能訓練等を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 土曜日、日曜日、年末年始（12月31日から1月1日）を除く日
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする
- (3) 年末年始の営業については、利用者の要望を考慮しその都度決定するものとする

（利用定員）

第7条 通所介護及び介護予防・生活支援サービスを提供する定員は、合計30名とする。

（通所介護及び介護予防・生活支援サービスの内容）

第8条 指定通所介護サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) サービスは居宅サービス計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するようその目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) サービスの提供にあたっては、通所介護計画に基づき利用者の機能訓練

及び利用者が日常生活を営むことができるよう、必要な援助を行う。

- (3) 職員は、サービスの提供にあたって親切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (4) サービスの提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し適切な介護技術をもって、サービスの提供を行うものとする
- (5) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って、適切に提供するものとする
- (6) 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めるものとする

2 介護予防・生活支援サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) (サービスは介護予防マネジメント(または介護予防サービス計画)に基づき、利用者の介護予防に資するようその目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) サービスの提供にあたっては、介護予防マネジメント(または介護予防サービス計画)に基づき利用者の心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援を行う。
- (3) 職員は、サービスの提供にあたって親切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (4) サービスの提供にあたっては、利用者の意欲を高めるよう適切な働きかけを行い、利用者の自立の可能性を最大限に引出す支援を行うものとする
- (5) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って、適切に提供するものとする。

(通所介護計画及び介護予防・生活支援サービス計画の作成等)

第9条 通所介護及び介護予防・生活支援サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画及び介護予防・生活支援サービス計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った計画書を作成する。

2 通所介護計画及び介護予防・生活支援サービス計画の作成、変更の際には、利用者または家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、通所介護計画及び介護予防・生活支援サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(通所介護及び介護予防・生活支援サービスの利用料)

第10条 本事業所が提供する通所介護及び介護予防・生活支援サービスの利用料は、介護報酬の告示の額（別紙利用料）または、湯沢町総合支援事業実施要綱に定める額とする。ただし、次に掲げる項目については全額自己負担とする。

(1) 食費 昼食代（おやつ込み） 実費

(2) おむつ代 実費

(3) 前各号に掲げるもののほか、通所介護及び介護予防・生活支援サービスの中で提供されるサービスのうち、医療処置において通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用

2 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対し、必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せてその支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

3 利用者は、第1項で定められた利用料を利用のあった翌月の指定期日までに、現金または銀行口座振込により支払する。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

(1) 湯沢町

(2) 南魚沼市（通所介護のみ）

（サービスの提供記録の記載）

第12条 通所介護及び介護予防・生活支援サービスの各サービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該通所介護及び介護予防・生活支援サービスについて、利用者に代わって支払を受ける介護報酬の告示の額または湯沢町総合支援事業実施要綱に定める額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

（虐待の防止に関する事項）

第13条 事業所は、虐待の発生又は再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員（従業者）に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 職員（従業者）に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所職員（従業者）又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

（秘密保持）

第14条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を決して漏洩しない。また、従業者であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を、他に漏らすことのないよう必要な措置を講ずる。

2 利用者及びその家族の個人情報の取扱いについては、湯沢町社会福祉協議会個人情報保護規程（平成18年4月1日施行）を遵守しなければならない。

（苦情処理）

第15条 提供した指定通所介護及び介護予防・生活支援サービスに関する利用者からの苦情については、湯沢町社会福祉協議会福祉サービスに関する苦情解決規程（平成15年4月1日施行）に基づいて適切かつ迅速に対応し、利用者の権利を擁護するとともに、提供するサービスの品質を向上させなければならない。

（損害賠償）

第16条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 事業者は、事故が発生した場合にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講ずる。

3 事業者は、利用者に対するサービスの提供の際に発生した事故等により、利用者の生命・身体・財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償する。ただし、事業者の故意または過失によらない場合はその限りではない。

（衛生管理）

第17条 通所介護及び介護予防・生活支援サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

（緊急時における対応方法）

第18条 通所介護及び介護予防・生活支援サービスの提供中に、利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

（非常災害対策）

第19条 通所介護及び介護予防・生活支援サービスの提供中に、天災その他の災害が発生した場合の避難等適切な措置については、別に定める「湯沢町総合福祉センター消防計画」による。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第20条 通所介護及び介護予防・生活支援サービスの利用にあたり、利用者は次の事項に留意しなければならない。

- (1) 各サービスの利用に際しては、担当職員の指示に従うこと
- (2) 担当職員の指示に従わないなど、他の利用者の迷惑になる行為があった等の場合は、利用を断る場合があること
- (3) サービス利用当日朝の体温を計測し、その結果をサービス利用に先立って担当職員へ報告するか、少なくとも送迎時に担当職員に報告すること
- (4) サービスの利用にあたり、指定の物品について持参すること
- (5) サービスの利用にあたり、持参する物品については、他の利用者の物品

と間違えないよう氏名を明記すること

(暴力団の排除)

第 21 条 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 3 号に規定する基本理念にのっとり、同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

(その他運営にあたっての留意事項)

第 22 条 従業者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるほか、適切かつ効率的に通所介護を実施できるよう、従業者の勤務体制を整備する。

(1) 採用時研修 随時

(2) 階層別研修 随時

2 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者またはその家族から求められたときは、これを提示する。

3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担収納簿、その他必要な記録簿を整備する。

4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

社会福祉法人湯沢町社会福祉協議会指定通所介護事業及び指定介護予防通所介護事業運営規程(平成 21 年規程第 3 号)は廃止する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。(第 6 条関係)

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(令和 3 年規程第 2 号)

附 則 (令和 5 年規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 6 年規程第 3 号)

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。